

# 平成30年4月から

## 上郷地域(下黒田北・下黒田南・下黒田東・飯沼南)の一部に

# ゾーン30が導入されます



### ●ゾーン30とは

生活道路や通学路などの効果的な安全対策として、歩行者優先・通過交通の抑制を目的とした交通規制です。

通常、「線」による規制(例:A地点～B地点)であるのに対して、この規制は区域(ゾーン)を指定する「面」による規制となります。

ゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施することにより歩行者がより安全に歩行することができ、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図ることができます。

### ●なぜ30キロなの?

自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

そのため、この規制では、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することになっています。

※30キロを超えて走行すると交通規制違反となります。

### ●規制の区域(ゾーン)は?

上郷地区における「ゾーン30」のゾーンは、「南区」として高松保育園を中心とした区域(下黒田南の一部)と、「北区」として上郷小学校、高陵中学校を中心とした区域(下黒田北・下黒田東・飯沼南の一部)になります。

詳細は裏面のエリア図をご覧ください。

### ●私たちはどうすればいいの?

区域(ゾーン)内を車両で走行するときは、時速30キロ以下に抑え、安全に注意して走行しましょう。

特に通学、通勤の時間帯は、歩行者に細心の注意を払いましょう。

### ●規制の時間は?

この規制が始まると、区域(ゾーン)内を車両で走行するときは、24時間規制対象となります。

### ●市内でこの規制をやっているの?

飯田市では、すでに伊賀良、竜丘、松尾地区で実施されています。

### ●規制はいつから始まるの?

この規制は、長野県公安委員会より許可されるもので、許可後、規制看板等の設置が進められます。

平成30年4月から施行予定となっています。

### ●どんな看板、標示がされるの?

区域の出入口には、以下のような規制看板(始点・終点)と路面標示(県公安委員会・飯田市設置)が設置されます。

#### 規制看板(県公安委員会設置)



入口(始点)



出口(終点)

#### 路面標示



県公安委員会設置



飯田市設置(大)